



## こどもの身体のこと、情報共有できていますか？

ガイドラインでは、保育者と保護者が事前に面接を行うことが明記されています。身分や資格の証明、研修の受講状況、保育当日の流れなど、確認することはたくさんありますが、こどもの身体のことについても、忘れずに情報共有するようにしましょう。

### 体調

【例】最近の体調、身近に感染症にかかった人がいるかなど  
【対策】顔色などこどもの観察、体温測定など

### アレルギー

【例】食物、金属、花粉など  
【対策】原材料の確認、アレルゲンは家に置かず、やむを得ない場合はこどもの手の届かないところに保管するなど

### 持病

【例】喘息、てんかんなど  
【対策】発作等が起こった時の動きを細かく共有する、日常で服用している薬の確認\*など

### 既往歴

【例】これまでの手術歴、熱性けいれんなど  
【対策】現在の体調や緊急時の薬の確認\*など

\* 投薬は医療行為にあたるため、ベビーシッターが行うことは原則できませんが、アレルギーの緊急時対応や熱性けいれんなど、例外的に認められる場合もあります。緊急時に備えて事前によく確認しましょう。

こどもに何かあった時、すぐに医療機関を受診できるように、資格確認書や乳幼児等医療費助成の受給資格証の保管場所、かかりつけ医などを確認しておくとう安心です。

